

(趣旨)

第1条 この要綱は、学習活動に対する町民の関心や意欲を高め、地域に根ざした生涯学習の推進を図るため、団体・グループ(以下「団体」という。)が自主的に企画運営する事業に対し、予算の範囲内において交付する生涯学習自主企画事業交付金(以下「交付金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付を受けることができる団体(以下「交付団体」という。)は次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 5名以上で構成する団体でその代表者及び構成員の半数以上が長沼町に住所を有する者であること。
- (2) 営利を目的とした活動、宗教活動又は政治活動を行わない団体であること。
- (3) 国、道、町から補助金又は負担金等の援助を受けていない団体であること。
- (4) その他、教育長が特に適当と認める団体であること。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、町内において実施され、生涯学習の推進に寄与する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 芸術文化公演会開催事業
- (2) 生涯学習講座開設事業
- (3) 生涯学習講演会開催事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、交付金を交付しない。

- (1) 営利又はチャリティーを目的とする事業
- (2) 宗教団体又は営利団体の宣伝を目的とする事業
- (3) 団体の自主財源で実施可能な事業
- (4) 事業の入場者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業
- (5) 入場料及び参加者負担金を徴収しない事業
- (6) 参加者が10名以内で実施される事業

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業に直接要する経費で、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の額から入場料、参加者負担金、他団体からの寄附金及び助成金その他の収入を控除した額とする。

2 前項により算出した交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 同一事業に対する交付金の交付は、連続した3年間を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。

(事前協議)

第6条 交付金の交付申請をしようとする交付団体は、長沼町生涯学習自主企画事業交付金事前協議書(別記様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の事前協議書の提出があった場合は、当該事前協議書について別に定めるところにより審査を行った上で、その適否を決定し、長沼町生涯学習自主企画事業交付金事前協議回答書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(交付金の交付申請)

第7条 前条第2項の事前協議回答書により承諾を受けた交付団体が、交付金の交付を受けようとするときは、長沼町生涯学習自主企画事業交付金交付申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業(計画・実績)書(別記様式第4号)
- (2) 団体調書(別記様式第5号)
- (3) 収支(予算・決算)書(別記様式第6号)

(交付金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、交付金の交付を決定すべきと認めたときは、長沼町生涯学習自主企画事業交付金交付決定通知書(別記様式第7号)により交付団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、交付金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(交付決定事業の変更等)

第9条 交付団体は、交付金の交付の決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、長沼町生涯学習自主企画事業交付金変更承認申請書(別記様式第8号)を町

長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の変更等の届出があった場合は、長沼町生涯学習自主企画事業交付金変更承認通知書(別記様式第9号)により、交付団体へ通知するものとする。

(交付金の概算払)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金を概算払の方法により交付することができる。

- 2 交付団体は、前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは長沼町生涯学習自主企画事業交付金概算払請求書(別記様式第10号)を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、受理した日から30日以内に交付金の概算払を行うことができる。

(実績報告書)

第11条 交付団体は、事業完了後30日以内に、長沼町生涯学習自主企画事業交付金実績報告書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業(計画・実績)書(別記様式第4号)
- (2) 収支(予算・決算)書(別記様式第6号)及びその根拠資料
- (3) 事業の実施状況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の実績報告のほか、交付団体に対し、交付決定事業に関して必要な指示又は報告を求めることができる。

(交付金の交付確定)

第12条 町長は、前条第1項の長沼町生涯学習自主企画事業交付金実績報告書(別紙様式第11号)を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは交付すべき交付金の額を確定し、長沼町生涯学習自主企画事業交付金交付確定通知書(別記様式第12号)により速やかに交付団体に通知するものとする。

(交付金の請求)

第13条 町長は、前条の規定による交付金の交付額の確定後、長沼町生涯学習自主企画事業交付金交付請求書(別記様式第13号)による交付団体の請求に基づき、交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第14条 町長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、その決定を全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
  - (2) 交付金を交付目的以外に使用したとき。
- (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

交付対象経費

事業区分	事業内容	対象経費	交付率
芸術文化公演会開催事業	芸術家、実演団体を招いて鑑賞する事業で音楽、演劇、ダンス、伝統芸能、その他これに類する演目	出演料、謝金、会場借上料、会場設営・撤去費、看板製作費、ポスター・チラシ・入場整理券印刷費その他交付事業の実施に必要な認められる経費	10分の10以内
生涯学習講座開設事業	講師を招いて行う事業で教養、文化、歴史、語学、スポーツ、現代的課題、趣味に関する講座及び講演会		
生涯学習講演会開催事業			